

る取扱いと同様の取扱いを行うこととして、
 が、その趣旨は、おおむね四五分以上の耐火性能を有する準耐火構造が、避難安全性を確保することを目的とする当該各規定の趣旨からみて十分に有効であると考えられるからである。

(3) 特殊建築物等の内装(令第五章の二関係)

令第一二九条第一項及び第四項の規定において、内装制限を適用除外する小規模に防火区画された建築物の部分として、今回、耐火建築物の部分のほかに法第二九条第九号の3イに該当する準耐火建築物(主要構造部を準耐火構造等とした準耐火建築物)の部分を含めて認めているが、その趣旨は、おおむね四五分以上の耐火性能を有する準耐火構造が、火災初期における火災の拡大を防止し、避難安全性を確保することを目的とする内装制限の趣旨からみて十分に有効であると考えられるからである。

なお、同号ロに該当する準耐火建築物(従来の簡易耐火建築物)は、その構造仕様から、火災初期における防火安全性は十分ではないと考えており、従来から適用除外とされていないところである。

第二 伝統的建築物についての建築規制の見直しについて(法第三条第一項関係)

法第三條第一項第三号の規定により「文化財保護法第九八条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定」する場合の運用に当たっては、当該建築物の歴史的・文化的価値に配慮し、指定の時点のみならず、将来にわたつて当該指定の妥当性を担保するため、次の事項に十分留意し、適切

な法の執行を期されたい。

1 法第三條第一項第三号に規定する「現状変更の規制及び保存のための措置」が講じられているか否かの判断に際しては、文化財担当部局と調整を図り、同項第一号又は第二号に該当する建築物に対する措置と同等のものが講じられていることを確認すること。

2 同項第三号に規定する指定を行うに当たつては、次の事項に十分留意すること。

- (1) 防火上支障がないように、出火防止、火災拡大防止、近隣への延焼防止及び消防活動の円滑性の確保に十分配慮されていることを確認し、必要に応じて、消防機関と調整を図ること。
- (2) 就寝の用に供するもの、一般に公開されるもの等については、避難安全性の確保に十分配慮されていることを確認すること。

第三 道路の幅員に関する特例について(法第四二条関係)

1 道路の幅員基準の特例制度の活用について

- (1) 特定行政庁による区域の指定については、次のような特性を有する区域に対して行うことが想定されるので、参考とされたい。
 - ① 積雪が著しい地域であつて、流雪溝の設置等に要するスペースを確保するため、道路の幅員の基準を強化することが必要である区域
 - ② 土地区画整理事業その他の市街地開発事業若しくは開発許可を受けた開発行為等により、主として六メートル以上の幅員を有する道路により適切な道路網が整備されている区域であつて、当該区域内において二次的な開発が行われる場合、四メートル程度の幅員を有する道路を法上の道路として取り扱うこと

により、適切な道路網の構成に支障が生じるおそれがある区域又はいわゆるミニ開発等による市街地環境の悪化のおそれがある区域

- ③ 土地区画整理事業その他の市街地開発事業又は開発許可を受けた開発行為等により、主として六メートル以上の幅員を有する道路により適切な道路網が整備されている区域に隣接する区域であつて、当該区域内において四メートル程度の幅員を有する道路を法上の道路として取り扱うことにより、既に整備されている適切な道路網の機能を阻害するおそれがある区域
- ④ 現に市街化しつつあり、又は市街化することが見込まれる市街化区域内農地等の区域であつて、道路網の整備が不十分であること等からみてミニ開発等による市街地環境の劣悪な街区が形成されるおそれがある区域

(2) 計画的な道路の築造を誘導し、良好な市街地形成を推進するためには、地区計画等の制度を活用することが極めて有効であるので、法第四二条第一項の指定を行った区域については、併せて地区計画等を策定するように努めること。

- (3) 特定行政庁は、法第四二条第一項の区域の指定に当たつては、道路管理者と密接な連絡調整を図ること。

2 幅員六メートル未満の道等の取扱いについて

- (1) 法第四二条第一項の規定による区域が指定された区域内における同条第二項ただし書の規定の適用については、「二メートル」とあるのは「三メートル」と、「四メートル」とあるのは「六メートル」とそれぞれ読み替えるものであること。
- (2) 法第四二条第一項の規定による区域が指定さ